



報道機関 各位

## コンビニ交付における納付済額等の 誤印字のある納税証明書の発行について(お詫び)

コンビニ交付システムより発行する納税証明書の連携データ作成時にプログラムエラーがあり、3名の方に対し、納付済額等に誤印字のある納税証明書を発行したことが判明しました。

### 1 【概要】

基幹系システムからコンビニ交付用の連携データを作成するプログラム(平成30年2月1日稼働)において、納税証明書(市・都民税)のデータを作成する際に、納期特例に該当する方で、納期未到来により完納となっている必要がないデータについて、正しい完納判定ができず、未納額が納付済額と扱われる現象が発生しました。

市では誤った納税証明書を取得された3名の方に対し謝罪のお手紙を送付するとともに、誤った納税証明書が発行される可能性のあるデータの発行抑止対応を行いました。

### 2 【対象期間】

平成30年2月1日以降に発行されたコンビニ交付納税証明書

### 3 【対象人数等】

- (1) 上記2の対象期間に納付済額等の誤印字のある納税証明書を取得した方  
令和5年度納税証明書 3人(5件) ※他の年度の取得者はいない。
- (2) 現時点で誤印字のある納税証明書が発行される可能性があるため発行抑止している方  
(令和6年6月11日時点)  
令和6年度 244件  
令和5年度 124件

### 4 【今後の対応】

- (1) 上記3(1)の方に、速やかにお詫びするとともに、納税証明書の差替えを行います。
- (2) 上記3(2)の方の発行抑止を解除するため、令和6年6月中を目途に、コンビニ交付用連携データ作成プログラムの改修を実施し、発行抑止の解除を行います。

※2ページ目に続きます

## 5 【再発防止策】

今後、システム改修の納品時においては、様々なパターンにおける検証作業をシステム委託事業者とともに丁寧に実施し、十分な調整・情報共有を図り、適正なシステム運用に万全を期してまいります。

### ■問い合わせ先

システムに関すること

行政経営課長・白土（しらと） 電話042・470・7703

納税証明書・納税者への対応に関すること

納税課長・佐川（さがわ） 電話042・470・7728